

○阿見町における自衛官等募集対象者情報の取扱いに関する要綱

令和6年5月28日阿見町告示第183号

阿見町における自衛官等募集対象者情報の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づき自衛隊茨城地方協力本部に提供する自衛官及び自衛官候補生の募集対象者の権利保護のため、当該募集対象者情報の適切な取扱い等に關し定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 募集対象者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により町の住民基本台帳に記録され、かつ、日本国籍を有する町民のうち、その年度に18歳又は22歳に達する者をいう。ただし、次に掲げる行為の被害者であつて、町が支援措置等を講じた者を除く。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

　第1条第1項に定める配偶者からの暴力

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に定める児童虐待

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に定める障害者虐待

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に定める高齢者虐待

(2) 対象者情報 募集対象者の氏名、生年月日、住所及び世帯主名をいう。

(対象者情報の適切な管理)

第3条 町長は、募集対象者の権利保護のため、次に掲げる事項を遵守し、適切な管理を行うものとする。

(1) 提供の回数は、一の年度につき1回に限ること。

(2) 提供した対象者情報は、当該提供をした年度の末日までに、復元不可能な方法により廃棄すること。

2 町長は、自衛隊茨城地方協力本部に対し、提供した対象者情報の保管及び廃棄について、前項第2号の規定に準ずる措置その他必要な措置を講じるよう求めることができる。

(除外申請)

第4条 募集対象者及び当該対象者と生計を一にする者(以下「対象者等」という。)は、自衛隊茨城地方協力本部に対する対象者情報の提供を希望しないときは、当該情報の除外を

希望することができる。

2 対象者等は、前項の規定による情報の除外を希望するときは、阿見町自衛官等募集対象者情報除外申請書(様式第1号)に本人等確認書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(除外の決定)

第5条 町長は、前条の除外申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、阿見町自衛官等募集対象者情報除外決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度における募集対象者に係る情報の提供事務から適用する。